

宜野湾市道路占用料徴収条例(平成10年宜野湾市条例第7号)新旧対照表

現行	改正後（案）	備考
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、道路法（昭和27年法律第180号。以下「法」という。）第39条第2項の規定にもとづき、法第32条の規定による道路の占用許可_____</p> <p>_____を受けた者（以下「占用者」という。）から徴収することができる道路の占用料（以下「占用料」という。）の額および徴収の方法について定めるものとする。</p> <p>（占用料の額および計算の方法）</p> <p>第2条 占用料の額は別表のとおりとする。ただし別表によることができないものについては、別表に準じてそのつど市長が定める。</p> <p>2 占用者から徴収する占用料の算定は次の各号による。</p> <p>（1）から（4）まで （略）</p> <p>（占用料の徴収方法）</p> <p>第4条 市長は、占用を許可したときは_____</p> <p>_____ 第2条の規定による占用料の納付済通知</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、道路法（昭和27年法律第180号。以下「法」という。）第39条第2項の規定にもとづき、法第32条の規定による道路の占用許可（電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第10条、第11条第1項若しくは第12条第1項又は第21条の規定に基づく電線共同溝の占用許可を含む。以下同じ。）を受けた者（以下「占用者」という。）から徴収することができる道路の占用料（以下「占用料」という。）の額および徴収の方法について定めるものとする。</p> <p>（占用料の額および計算の方法）</p> <p>第2条 占用料の額は別表のとおりとする。ただし別表によることができないものについては、別表に準じてそのつど市長が定める。</p> <p>2 占用者から徴収する占用料の算定は次の各号による。</p> <p>（1）から（4）まで （略）</p> <p>（占用料の徴収方法）</p> <p>第4条 市長は、占用を許可したとき（電線共同溝に係る占用料にあっては、占用の許可に係る電線共同溝への電線の敷設工事を開始したとき）は、第2条の規定による占用料の納付済通知</p>	字句の追加
		字句の改め

書

を占用者に交付するものとする。

2・3 (略)

別表(第2条関係)

	占用物件	単位	占用料 (円)
法第32条第1項 第1号に掲げる 工作物	第1種電柱	1本につき 1年	1,700
	第2種電柱		2,600
	第3種電柱		3,500
	第1種電話柱		1,500
	第2種電話柱		2,400
	第3種電話柱		3,400
	その他の柱類		150
	共架電線その他上空 に設ける線類	長さ1メー トルにつき 1年	15
	地下に設ける電線そ の他の線類		9
	路上に設ける変圧器	1個につき 1年	1,500
	地下に設ける変圧器		920

書を占用者に交付するものとする。

2・3 (略)

別表(第2条関係)

	占用物件	単位	占用料 (円)
法第32条第1項 第1号に掲げる 工作物	第1種電柱	1本につき 1年	1,900
	第2種電柱		2,900
	第3種電柱		3,900
	第1種電話柱		1,700
	第2種電話柱		2,700
	第3種電話柱		3,700
	その他の柱類		170
	共架電線その他上空 に設ける線類	長さ1メー トルにつき 1年	17
	地下に設ける電線そ の他の線類		10
	路上に設ける変圧器	1個につき 1年	1,600
	地下に設ける変圧器		1,000

表の改め

	年			年			
変圧塔その他これに 類するもの及び公衆 電話所	1個につき 1年	3,100		変圧塔その他これに 類するもの及び公衆 電話所	1個につき 1年		
郵便差出箱及び信書 便差出箱		1,300		郵便差出箱及び信書 便差出箱	1,400		
広告塔	表示面積 1 平方メート ルにつき 1 年	25,000		広告塔	表示面積 1 平方メート ルにつき 1 年		
その他のもの	占用面積 1 平方メート ルにつき 1 年	3,100		その他のもの	占用面積 1 平方メート ルにつき 1 年		
法第32条第1項 第2号に掲げる 物件	外径が0.07メートル 未満のもの 外径が0.07メートル 以上0.1メートル未 満のもの 外径が0.1メートル 以上0.15メートル未 満のもの 外径が0.15メートル	長さ 1メー トルにつき 1年 140 180	64 92 140 180	法第32条第1項 第2号に掲げる 物件	外径が0.07メートル 未満のもの 外径が0.07メートル 以上0.1メートル未 満のもの 外径が0.1メートル 以上0.15メートル未 満のもの 外径が0.15メートル	長さ 1メー トルにつき 1年 150 200	71 100 150 200

以上0.2メートル未満のもの		以上0.2メートル未満のもの	
外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	280	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	300
外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの	370	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの	400
外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの	640	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの	710
外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの	920	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの	1,000
外径が1メートル以上のもの	1,800	外径が1メートル以上のもの	2,000
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設	占用面積1平方メートルにつき1年	法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設	占用面積1平方メートルにつき1年
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室のもの 階数が1のもの	Aに0.005を乗じて得た額	Aに0.004を乗じて得た額
	階数が2のもの	Aに0.008を乗じて得た額	Aに0.006を乗じて得た額

		額				額	
		Aに0.01を乗じて得た額				Aに0.007を乗じて得た額	
	階数が3以上のもとの				階数が3以上のもとの		
	上空に設ける通路	13,000			上空に設ける通路	15,000	
	地下に設ける通路	7,600			地下に設ける通路	9,000	
	その他のもの	3,100			その他のもの	3,400	
法第32条第1項 第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1日	250	法第32条第1項 第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1日	300
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1月	2,500		その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1月	3,000
道路法施行令 (昭和27年政令第479号。以下「政令」とい う。)第7条第1号に掲げる物件	看板(アーチであるものを除く。)の	表示面積1平方メートルにつき1月	2,500	道路法施行令 (昭和27年政令第479号。以下「政令」とい う。)第7条第1号に掲げる物件	看板(アーチであるものを除く。)の	表示面積1平方メートルにつき1月	3,000
	その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	25,000		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	30,000

標識		1本につき 1年	2,400
旗ざお	祭礼、縁日	1本につき 1日	250
	その他の 催しに際 し、一時的 に設ける もの		
幕(政令第 7条第4 号に掲げ る工事用 施設であ るものを 除く。)	祭礼、縁日	その面積 1 平方メート ルにつき 1 日	250
	その他の もの	その面積 1 平方メート ルにつき 1 月	2,500
アーチ	車道を横 断するも の	1基につき 1月	25,000

標識		1本につき 1年	2,700
旗ざお	祭礼、縁日	1本につき 1日	300
	その他の 催しに際 し、一時的 に設ける もの		
幕(政令第 7条第4 号に掲げ る工事用 施設であ るものを 除く。)	祭礼、縁日	その面積 1 平方メート ルにつき 1 日	300
	その他の もの	その面積 1 平方メート ルにつき 1 月	3,000
アーチ	車道を横 断するも の	1基につき 1月	30,000

		その他のもの		13,000		その他のもの		15,000	
政令第7条第2号に掲げる工作物	占用面積1 平方メートルにつき1年	Aに0.033を乗じて得た額	3,100		政令第7条第2号に掲げる工作物	占用面積1 平方メートルにつき1年	Aに0.031を乗じて得た額	3,400	
政令第7条第3号に掲げる施設					政令第7条第3号に掲げる施設				
政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料	占用面積1 平方メートルにつき1月	Aに0.011を乗じて得た額	2,500		政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料	占用面積1 平方メートルにつき1月	Aに0.008を乗じて得た額	3,000	
政令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設					政令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設			340	
政令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下(当該路面下の地下を除く。)に設けるもの	Aに0.011を乗じて得た額			政令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下(当該路面下の地下を除く。)に設けるもの	Aに0.008を乗じて得た額		
	上空に設けるもの	Aに0.023を乗じて得た額				上空に設けるもの	Aに0.017を乗じて得た額		
	地下(トンネルの上)の地下を除く。)に階数が2	Aに0.005を乗じて得た額				地下(トンネルの上)の地下を除く。)に階数が2	Aに0.004を乗じて得た額		
		Aに0.008を					Aに0.006を		

設けるもの の 階数が3 以上のもの の その他もの	のもの	乗じて得た額	のもの	乗じて得た額
	Aに0.01を 乗じて得た額	Aに0.01を 乗じて得た額	Aに0.01を 乗じて得た額	Aに0.01を 乗じて得た額
	Aに0.033を 乗じて得た額	Aに0.033を 乗じて得た額	Aに0.025を 乗じて得た額	Aに0.025を 乗じて得た額
政令第7条第9号に掲げる施設	建築物	Aに0.011を 乗じて得た額	建築物	Aに0.01を乗じて得た額
	その他もの	Aに0.008を 乗じて得た額	その他もの	Aに0.007を 乗じて得た額
政令第7条第10号に掲げる施設 及び自動車駐車場	建築物	Aに0.023を 乗じて得た額	建築物	Aに0.022を 乗じて得た額
	その他もの	Aに0.008を 乗じて得た額	その他もの	Aに0.007を 乗じて得た額
政令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	Aに0.011を 乗じて得た額	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	Aに0.01を乗じて得た額

上空に設けるもの	Aに0.023を 乗じて得た 額	上空に設けるもの	Aに0.022を 乗じて得た 額
その他のもの	Aに0.033を 乗じて得た 額	その他のもの	Aに0.031を 乗じて得た 額
政令第7条第12号に掲げる器具	Aに0.033を 乗じて得た 額	政令第7条第12号に掲げる器具	Aに0.025を 乗じて得た 額